

委 託 契 約 書 （案）

業務の委託について、委託者山口県（以下「甲」という。）と受託者〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次のとおり委託契約を締結した。

（目的）

第 1 条 甲は、次に掲げる業務（以下「本業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（1）業務内容

公共施設台帳管理システム構築及び運用保守業務

（2）実施場所

山口県庁（山口県山口市滝町 1 番 1 号）及び別途県が指定する場所

（3）実施方法

別添仕様書のとおり

（委託期間）

第 2 条 本業務の委託期間は、 年 月 日から令和 1 5 年 3 月 3 1 日までとする。

（委託料）

第 3 条 本業務の委託料の額は、金〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）とする。

ただし、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における上記消費税等相当額は変動後の税率により計算する。

（各年度の支払限度額）

第 4 条 各年度における委託料の合計支払額は、次に規定する額を超えることはできない。この額には、消費税及び地方消費税を含むものとする。

年度	支払限度額	（左記のうち、消費税等額）
令和 8 年度（構築）	〇〇〇円	〇〇〇円
令和 9 年度（構築）	〇〇〇円	〇〇〇円
令和 1 0 年度（運用保守）	〇〇〇円	〇〇〇円
令和 1 1 年度（運用保守）	〇〇〇円	〇〇〇円
令和 1 2 年度（運用保守）	〇〇〇円	〇〇〇円
令和 1 3 年度（運用保守）	〇〇〇円	〇〇〇円
令和 1 4 年度（運用保守）	〇〇〇円	〇〇〇円

2 甲は、必要があるときは、前項の支払限度額を変更することができる。

（契約保証金）

第5条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（業務遂行上の責任者）

第6条 乙は、委託業務に関して、甲と連絡調整を行う業務遂行上の責任者を定め、甲に書面で通知するものとする。

（成果報告書の提出）

第7条 乙は、各年度における業務を完了したときは、年度毎に遅滞なく本業務の成果に関する報告書を甲に提出しなければならない。

（検査）

第8条 甲は、前条の報告書を受領したときは、当該報告書を受領した日から10日以内に本業務の成果について検査を行うものとする。

2 前項の検査に要する費用は、全て乙の負担とする。

3 乙は、本業務の成果が第1項の検査に合格しなかったときは、甲が指定する日までにその指示に従いこれを補正しなければならない。

4 前項の規定による補正に要する費用は、全て乙の負担とする。

5 前条並びに第1項及び第2項の規定は、第3項の規定による補正について準用する。

（委託料の請求及び支払）

第9条 乙は、本業務の成果が前条第1項（同条第3項の規定による補正をした場合にあっては、同条第5項において準用する同条第1項）の検査に合格したときは、各年度の委託料の請求書を甲に提出するものとする。なお、支払い回数は各年度に1回とする。

2 甲は、前項の規定により乙の提出する適法な支払請求書を受領したときは、当該支払請求書を受領した日から30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

（機器等の確保又は準備）

第10条 乙は、業務の履行に必要な機器及びソフトウェアその他本業務の遂行に必要な物品等を、乙の責任において確保又は準備しなければならない。ただし、甲が特別に承認した甲の機器等を乙が業務の遂行に必要な機材等として利用することを妨げない。

（個人情報の保護）

第11条 乙は、この契約に定める義務の履行に伴う個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（秘密の保持）

第12条 甲及び乙は、この契約の履行に関して知りえた相手方固有の秘密情報を第三者に漏洩してはならない。この契約が終了し又は解約された後においても同様とする。

2 乙は、甲が所有するデータ等をこの契約の履行目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

- 3 乙は、甲が所有するデータ等を甲の許可なく複写、複製してはならない。
- 4 前3項の規定は、この契約が終了し又は解約された後においても適用があるものとする。

(プログラム等の管理)

- 第13条 乙は、甲から委託を受けた業務のプログラムその他資料の保全について、善良な管理者としての注意義務を負うものとする。
- 2 乙は、甲から委託を受けた業務のプログラムその他資料について、火災、磁気による被害、盗難、紛失その他の事故が発生したときは、その旨を速やかに甲に報告し、その指示に従うものとする。

(権利の帰属)

- 第14条 本業務により作成された成果物に係る所有権及び著作権（著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。）その他の権利は、乙が本業務の実施前から権利を保有していた等の明確な理由により、あらかじめ甲に対し権利譲渡が不可能である旨を示したものを除き、全て甲に帰属するものとする。
- 2 甲は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変その他の利用をし、これらの利用を第三者に許諾するとともに、任意に開示することができるものとする。
 - 3 乙は、成果物について、自由に複製し、改変その他の利用をし、及びこれらの利用を第三者に許諾すること（以下「複製等」という。）ができるものとする。ただし、成果物に第三者の権利が帰属するとき、又は乙が複製等を行うことにより甲がその業務を遂行する上で支障が生じるおそれがある旨を甲が契約締結時までに乙に通知したときは、この限りでない。この場合における複製等ができる範囲及びその方法等については、甲乙協議の上、定めるものとする。
 - 4 成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれる場合には、乙は、当該既存著作物の使用に必要な費用を負担するとともに、使用許諾契約その他必要な一切の手続を行うものとする。この場合、乙は、当該既存著作物の使用について、事前に甲の承認を得るものとし、甲は、当該既存著作物をその許諾条件の範囲内において使用するものとする。
 - 5 乙は、成果物について、甲に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、成果物について著作者人格権を有する第三者をして、甲に対して著作者人格権を行使させないものとする。
 - 6 本業務について第三者との間に著作権その他知的財産権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら甲の責めに帰す場合を除き、乙の責任及び負担において一切を処理するものとする。

(権利の譲渡等の制限)

- 第15条 乙は、この契約に定める乙の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

(再委託の制限)

- 第16条 乙は、本業務の全部又は一部を第三者へ再委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得たときはこの限りではない。

（業務の調査等）

第17条 甲は、必要があると認めるときは、本業務の実施の状況について調査し、又は乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、若しくは必要な指示をすることができる。

（保証事項の変更等）

第18条 甲及び乙は、本契約の期間中であっても、サービスレベルの変更を要求することができるものとし、この場合、双方誠意をもって協議に応じるものとする。

2 乙は、サービスレベル項目以外の項目については、甲の承認を得たときは、サービス内容及び提供方法を変更することができるものとする。

（事故報告）

第19条 乙は、この業務委託の履行に関し事故等を生じた場合は、直ちに甲に対し事故等の状況を報告しなければならない。

（履行不能の場合の処置）

第20条 乙は、天災その他不可抗力により、その責めに帰することが出来ない事由により契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲の承諾を得て、当該部分の義務を免れるものとし、甲は当該部分についての委託料の支払を免れるものとする。

（契約不適合）

第21条 本業務の成果が種類、品質又は数量に関して本契約の内容と適合しない場合、甲は、乙に対し、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求、又は解除をすることができる。

（損害の負担）

第22条 本業務の実施につき生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき理由により生じた場合はこの限りではない。

2 乙は、本業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき理由により生じた場合はこの限りではない。

（契約の解除）

第23条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（1）乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。

（2）乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目

的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を甲に請求することができない。

第24条 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規程による命令を受け、かつ、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟をいう。以下同じ。）を提起しなかったとき。

(2) 乙が、独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合も含む。）、第7条の9第1項若しくは第2項又は第20条の2から第20条の6までの規定により、課徴金の納付を命じられ、かつ、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。

(3) 乙が前2号の抗告訴訟を取り下げたとき。

(4) 乙が、第1号又は第2号の抗告訴訟を提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(5) 乙又はその使用人その他の従業者について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の刑が確定したとき。

（損害賠償）

第25条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、その不履行が、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

第26条 乙は、この契約に関して、第24条各号のいずれかに該当するときは、委託料の額の10分の2に相当する金額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 第24条第1号から第4号までに掲げる場合において、命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に該当するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、甲が特に必要であると認めるとき。

- 2 甲は、前項の契約に係る損害の額が同項の委託料の額の10分の2に相当する金額を超えるときは、乙に対して、当該超える金額を併せて支払うことを請求することができる。
- 3 前2項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用があるものとする。

(違約金)

第27条 甲は、第23条第1項第1号及び第2号の規定によりこの契約を解除したときは、違約金を徴収することができる。

- 2 前項の違約金は、委託料の額の10分の1に相当する額とし、この違約金の徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げない。
- 3 前2項の規定は、甲が第24条の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。

(契約の変更)

第28条 甲は、必要がある場合は、乙と協議の上、この契約の内容を変更することができる。

(契約の締結に要する費用)

第29条 この契約の締結に要する費用は乙の負担とする。

(疑義の解決)

第30条 この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(履行の決定)

第31条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上の契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

委託者 山口県
山口県知事 村岡 嗣政

受託者 ○○県△△市□□町○丁目○番○号
株式会社 ○○○○
代表取締役 ○○○○

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、この契約による業務の実施に当っては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び以下の事項を遵守し、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

（取得の制限）

第3 乙は、この契約による業務を実施するために取得する個人情報については、当該業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のため、アクセス制限の設定、個人情報が記録されている媒体の管理その他の必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の個人情報の管理に当たっては、管理責任者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。

3 乙は、この契約による業務の従事者に対して、その在職中であると職を退いた後であるとを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第6 乙は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（複写・複製等の禁止）

第7 乙は、甲の指示又は承認がある場合を除き、この契約による業務を実施するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又は持ち出しを行ってはならない。

（再委託の禁止）

第8 乙は、この契約による業務を実施するための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託する場合を含む。）又はこれに類する行為（以下「再委託」という。）をしてはならない。

2 乙は、前項の承認を得て再委託をする場合には、再委託先に対し、甲及び乙と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

（再委託に係る連帯責任）

第9 乙は、再委託先の行為について、再委託先と連帯してその責任を負うものとする。

（再委託先に対する管理及び監督）

第10 乙は、再委託をする場合には、再委託をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託先に対し適切な管理及び監督をするとともに、甲から求められたときは、その管理及び監督状況を報告しなければならない。

（返還、廃棄又は消去）

第11 乙は、この契約による業務を実施するために甲から引き渡され、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された資料等について、業務完了後、直ちに甲の指示に基づいて返還、廃棄、又は消去しなければならない。

2 乙は、前項の資料等を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

（遵守状況に関する報告）

第12 乙は、甲からこの特記事項の遵守状況について報告を求められた場合には、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。

（監査等）

第13 甲は、この契約による業務の実施に伴う個人情報の取扱いについて、この特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査、実地検査又は調査（以下「監査等」という。）を行うことができる。乙及び再委託先は、合理的事由のある場合を除き、甲又は甲の指定した者の行う監査等に協力しなければならない。

2 甲は、前項の目的を達成するため、乙及び再委託先に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の実施に関して必要な指示をすることができる。

（事故発生時における報告等）

第14 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生するおそれのあること（再委託先により発生し、又は発生する

おそれがある場合を含む。)を知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示のもとセキュリティ上の補完、情報の修復等の措置をとるとともに再発防止の措置を講じなければならない。

2 甲は、前項の事態が発生した場合には、個人情報の取扱いの態様、損害の発生状況等を勘案し、乙及び再委託先の名称等の必要な事項を公表することができる。

(契約の解除及び損害の賠償)

第 15 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

2 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者が損害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。